

平成28年度第2回小平市国民健康保険運営協議会要録

日 時	平成28年9月15日（木）午後1時30分開会
場 所	小平市役所3階 庁議室
出席者	会長及び委員12名、計13名（欠席者4名）
議 題	1. 平成28年度小平市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について 2. 平成27年度小平市国民健康保険事業特別会計決算の概要について 3. データヘルス計画進捗状況報告（平成27年度）について
その他報告	日台民間租税取決めに係る国民健康保険条例の一部改正について
傍聴者	1名

[主な質疑等]

議題1 平成27年度小平市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

委 員 : 特定健康診査国庫負担金の過年度分の追加交付の理由は何か。

事務局 : この負担金は、特定健診に要した費用の3分の1が国から入るものである。昨年度の概算交付額よりも実績数値が多かったため、その差額が今年度に追加交付されるものである。

議題2 平成27年度小平市国民健康保険事業特別会計決算について

委 員 : 保険税について。昨年度まで「収納率」とあったが「徴収率」と表現が変わった理由は何か。

事務局 : これまで、収入率、収納率、徴収率など、資料によって表現が異なっていたが、国保税を含む市税は「徴収率」、介護保険料や後期高齢者医療保険料は「収納率」と、市として統一を図ったものである。

会 長 : 高額な新薬（C型肝炎新薬）に関しての補足説明をいただきたい。

委 員 : C型肝炎の患者には、インターフェロンという薬が一般的に使われるが、効果のあらわれない人も約3割いると言われている。インターフェロンで効き目の出ない人、今まで治療ができなかったような患者に対して、この新薬は有効であるが、医療費が月額で約100万円かかるという高額な薬である。投薬は、一生続くのではなく、3か月間から半年間と期間を定めて投与することで、今まで治らないと思われた方（C型肝炎から肝硬変、肝がんになる患者）が治癒するという点で、画期的なものである。

委 員 : C型肝炎新薬のみならず、高額な薬ではオプジーボがある。本来は、悪性黒色種、いわゆる皮膚がんにも適用された薬だが、肺がん治療にも有効だとされた。こ

の薬は年間で約3千万円かかる。保険適用の認可は厚生労働省が行なっているが、年齢制限を設けるなど、一定程度の使用に関する制限（ルール）を設ける仕組みにしていかないと、保険制度そのものが破たんしかねない。末期の肺がん患者でも、本人の意思があれば処方を行なわれる。また、高額療養費の制度によって、一定以上の医療費は国民の税金で負担をする。高額医療を誰もがいつでも使える仕組みが続けば、真に必要な人が制度を使えなくなる時代が来るのでは、という危惧もある。高額医療の現状について、正しい情報発信や啓発も必要だと思う。

事務局：薬剤の保険適用は厚生労働省が決定しており、高額薬剤の適用範囲についても議論が行なわれている。診療報酬の改定は2年に1度だが、予想以上の売り上げをする薬剤は翌年度に金額を見直す動きがある。C型肝炎新薬についてはすでに価格が見直され、オブジーボについても議論がはじまるようである。国においても大変懸念しており、ガイドライン等も検討され始めているという話をきいている。市としても、薬剤が今後の医療費全体にどのように反映するかを注視する必要がある。

議題3 データヘルス計画進捗状況報告（平成27年度）について

委員：非常にいい結果が出ていると思う。費用対効果が見えるし、効果が数値で示されることで市民皆様の理解も進むと思う。大変な作業だったと思うが、市には今後も引き続き、よろしく願いしたい。

委員：受診行動適正化指導事業のうち重複受診の対象が29人。対象者抽出は、レセプトで行なうのか。また、対象者本人に、重複受診の自覚や認識があるのか。

事務局：対象者は、1か月に同じ病気で3医療機関以上を受診している方（重複受診）、1か月に8回以上同じ医療機関にかかられている方（頻回受診）、1か月に複数の医療機関で60日以上処方されている方（重複服薬）を、レセプトから抽出した。対象者の多くは、ご自身の多受診や頻回、重複服薬を強く自覚していない。

対象者の中には、どうしていいのかわからないので複数の病院を受診する人もいる。市からは対象者が分かりやすいような表現で勧奨し、面接を行う中で専門家が個々の悩みごとの相談にのりアドバイスをする等、対象者本人が納得いただけるよう促している。

委員：受診行動適正化事業の案内文書を見ても、対象者がなぜ自分に通知が来たのか、この通知が何を意味しているのかが理解できない。案内の中に、データヘルス計画という文言をはっきり入れてしまったほうが、意図が伝わるのではないか。

事務局：市の事業を知っていただくことは重要だと認識している。案内について、紙面の許す限りではあるが検討したい。

委員：1カ月のレセプト枚数は、どのくらいか。また、受診行動適正化事業の対象者（441名）は、何か月分のレセプトから抽出しているのか。

事務局：レセプトは、直近1年間で約738,000枚（1か月約61,500枚）。抽出期間は、平成26年9月から27年2月までの6か月間である。

委員：データヘルス計画の取組は非常に感心している。ただ、対象者はすでにリスクのある方々でもある。本来であれば、病気にならないのが理想で、高齢者は寂しさから病院に通う方もいる。地域での楽しい場づくりが形成されていれば、状況も改善されるかもしれない。母親たちの集まりでは、「健康でいる人の保険料（税）が安くなれば、より一層頑張れる」、「健康はもちろんありがたいのだが、保険の恩恵は受けていない気がする」といった、生活者として実にシンプルな意見も出る。市という大枠の中で、市民の皆様がやる気になるような健康保険のあり方、健康施策があってもいいのではと思う。

事務局：民間保険の場合はリスクが少なければ保険料が安い、加入年齢によって保険料が違うという仕組みだが、医療保険は相互扶助の考え方に立ち、所得の多い人が所得の少ない人の分もカバーするという精神もある中で、バランスをとり、成り立っている制度である。市としても、自身の健康に関心をもつ方、様々な活動に参加していただける方が1人でも多くなってほしいと考えている。国民健康保険においても、いかにして健康でいられるかが今後、大きな柱である。今後、平成30年度から国保の運営が大きく変わる中で、保険者としてインセンティブを働かせることで歳入の確保に繋がる仕組みも設けられる。そういった仕組みも研究し、事業展開したい。

委員：糖尿病性腎症重症化予防事業の対象抽出者が278名であった。糖尿病の患者はもっと多くいると思うが、レセプト抽出期間や抽出方法を詳しく教えてほしい。

事務局：糖尿病の方々の中から、対象を絞った結果が278名である。患者の中には、他の病気を併発し、優先的に治療に専念する必要がある方もおり、その方々は抽出対象から除いた。糖尿病患者の中でも、行動変容があらわれやすい方に焦点を絞っている。健康指導をすることによって病気の進行を遅らせ、医療費適正化の効果を出すのが事業のねらいである。なお、27年3月に策定したデータヘルス計画では、図表ピラミッドの上のⅤ（5期）・Ⅳ（4期）・Ⅲ（3期）の該当者は1,111人である。

以上